

令和2年 第2回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年2月13日(木)
午前10時00分から午前10時40分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員 (41人)
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 福原泰治 2番 妹尾宗夫 3番 小山正男 4番 長鉾忠明
5番 中山克己 6番 松本正幸 7番 池田 実 8番 神谷泰行
9番 綱島孝晴 10番 山懸将伸 11番 古林久和 12番 小田明美
13番 新田 孝 14番 曲 美樹 15番 武村一夫 16番 中島寛司
17番 樋口昌子
推進委員 20番 高野 勉 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明
25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 松下清治 29番 渡邊次男
30番 松尾俊彦 31番 田中秀樹 32番 池田 薫 33番 三村訓弘
35番 中芝通雄 36番 池田琢璽 37番 澤本基兄 38番 各務和裕
40番 黒田勝美 41番 有富正博 42番 楨橋一夫 44番 小林太郎
45番 筒井一行 46番 石田 勉
4. 欠席委員 (5人)
農業委員 無し
推進委員 24番 錦 保 28番 太安隆文 34番 山本明彦 39番 白石寛志
43番 入澤靖昭
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第10号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定
について
日程第6 議案第11号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利
用集積計画の決定について
日程第7 議案第12号 農地中間管理事業法第18条5項の規定による農用地利用配
分計画に係る意見について
日程第8 報告第4号 農地転用の制限の例外に係る農地転用届出の取り止めについ

て

日程第9 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 金崎正一 主幹 下平直勲 主幹 前田雅章 主事 梶原千裕 山本知実

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

- 主 幹 それでは、すいません、定刻ちょっと過ぎまして申しわけありません。
ただいまから令和2年2月総会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。
- 会 長 皆さんおはようございます。ご苦労さまです。
暖かい朝になっております。ことしは立春過ぎまして少し冷え込んだところ
でございますけど、また暖かくなってまいりました。いろいろ温暖化の影響
下、非常に特異な年となっております。
きょうは、市のほうでも再生協議会の会議のほうも開かれております。それ
から、皆さんのところにも来たと思いますけど、農業振興課から農地等アンケ
ート調査というのが配付されていると思います。農家はどのような意向を持
っているかということ、しっかりと市のほうも把握するということだとい
うふうに思います。その後、どういうふうな展開を持っていくか、これか
ら我々農業委員会も大いに関連していくことだろうというふうに思います。
きょうの案件のほうにも、利用権や、それから中間管理機構、多くの案件が
出ております。この時期、一番農地が動く時期だろうというふうに思います
けど、ことしもそういう作付の計画をする時期となっております。皆さんが
地域でスムーズに農地が利用できるように、皆さんとともに頑張っていきた
いというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。
- 主 幹 ありがとうございます。
本日の欠席委員は0名です。
ただいまの出席委員は、19名中19名で定足数に達しておりますので、2
月総会は成立しております。
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めるこ
ととなっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。
- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。
日程1、議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において
指名させていただくことにご異議ございませんか。
＜「異議なし」の声＞
- 議 長 それでは、議事録署名委員は9番委員、10番委員を指名いたします。
日程2、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
を議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。

主 事 議長。

議 長 はい、事務局。

主 事 議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は1件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、美甘の譲渡人が、同じく美甘の譲受人に、申請農地、畑1筆108㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、8番委員さんから説明をお願いいたします。

8番委員 議長。

議 長 はい、8番委員。

8番委員 8番です。

番号1についてご説明いたします。

2月2日に、譲渡人立ち会いのもとに現地調査を行いました。

権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は同一集落で親戚の関係であり、譲受人の雑種地と譲渡人の畑の交換贈与であります。

譲受人の耕作状況等でございますが、譲受人は妻と2人暮らしで、会社に勤務しながら64aの水田と畑を耕作しており、トラクター、田植え機、管理機、コンバイン等の農機具を一式保有しており、農作業に従事しておりますし、今後も適正な管理ができるものと思われまふ。不耕作目的の取得ではないかというのは該当しないと思ひますし、貸付地の有無につきまふてはなし、その他指摘事項も特にありません。審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

質問のある人は挙手をお願いいたします。

質問はありませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございません

か。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は1件でございます。

2ページをお開きください。

番号1でございます。

番号1は追認案件でございます。

申請人（北房）は、農業用施設建設のため、畑1筆1，573㎡のうち495㎡の造成工事を行っておりました。申請人は、農地法を理解しておらず、許可を得ないまま造成しており、今後このようなことがないように反省し、顛末書が添付してあります。農地区分は農振農用地と判断されますが、例外許可基準、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため行われる場合に該当しております。なお、農振農用地区域用途区分変更申出書も提出されております。転用に伴う費用は、土地造成費■万円、建物施設■万円。資金の内訳として、■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、顛末書、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員

議長。

議 長

はい、6番委員。

6番委員

6番です。

議案番号1についてご説明いたします。

令和2年2月6日に、申請人と同居している長男立会のもとに現地調査を行いました。

転用しようとする事由の詳細についてですが、昨年9月に農地転用の制限の例外事項として許可された農業用施設の建設に伴い、地盤改良が必要で、工

事が始まった後に進入路や周りのかさ上げも必要となり、昨年の申請を取り下げ、新たに転用の申請をするものです。ライスセンターと、それに係る米の生産機械の倉庫を建設します。申請地の位置ですが、国道313号線沿い、■■■■の北200mです。周囲の状況ですが、東が国道、西が赤線道、南が住宅の進入路、北側が川となっております。周辺農地への影響ですが、南が道を挟んで水田がありますが、日照を妨げないので影響はありません。

以上のとおり本案件について転用はやむを得ないものであり、周辺農地への影響についても問題ないと思われますので、よろしく願いいたします。その他指摘事項はありません。

議 長

ありがとうございました。

以上で事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

議案第9号につきましては、■■■■委員が申請人となっている議案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了までを退席となります。関係議案終了後に入室を許可いたしますので、それでは退席をお願いいたします。

それでは、番号1について事務局より説明をお願いいたします。

主 幹

議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は3件となっております。

3ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（真庭市）は、県道垂水追分線バイパス工事に伴う用地買収により、既存の農地が分断され、県道と宅地との間の三角地になることから、今後の耕作も不便になるため、譲渡人（落合）から、地域内で有効利用してもらえないかと相談を受けました。申請地周辺では、従来から県道の道路用地等に看板を設置し、交通安全に対する啓発活動が活発に行われており、今後バイパス工事が完了すれば、交通量も増加することが想定され、さらなる交通安全の啓発活動が必要となることから、真庭市が道路用地として土地の譲渡を受けることとし、その後の管理は地元自治体で管理していただくことで承諾が得られたことから、申請地、田1筆76㎡を譲り受け、道路用地にするため転用申請するものです。

申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われまます。転用に伴う費用は、土地購入は無償譲渡のため■■円、土地造成■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。申請地の造成工事は、バイパス工事に含め、岡山県が行います。また、土地造成■■■万円については、県が行う造成工事完了後の管理は2地区の自治会により行うこととなっており、舗装工事などの費用は市の補助金を活用して行う計画となっています。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 議長。

議長 はい、2番委員。

2番委員 2番です。

議案番号1について説明いたします。

県道垂水追分線のバイパス工事が今後始まります。そのことに関しまして、譲渡人の農地が分断されるということで、昨年、真庭市落合振興局の担当者より説明がありました。また、現地も確認いたしました。まだ、状況としてはくい打ちぐらいしかありませんが、ちょうどこの農地が分断され、反対側にごくわずかに残った農地の管理を苦慮しておりましたけれども、真庭市に寄贈するという話がついております。位置的に南側の農場は、2mほど高台にある■■■■です。それから周辺は、ずっと圃場整備され

た農地です。今、事務局から説明があったように、少量の農地として管理しにくいということで、市と協議の結果、こういう話となりましたのでご報告申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号2でございます。

申請人、譲受人（久世）は、農機具が大型化し、耕作をしている農地へ進入が困難となったことから、申請地、田1筆14㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、進入路に整備するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■万円。資金の内訳として、■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議長 はい、31番委員。

担当推進委員 推進委員31番です。

議案番号2について説明いたします。

去る2月2日、譲受人立ち会いのもとに現地確認を行いました。

転用しようとする事由の詳細についてですが、譲受人と譲渡人は同じ集落に住んでおります。以前から圃場への進入路が狭く、コンバイン等の搬入時に困っていたので、このたび、進入路の拡張のお話をしたところ、購入して農道を拡幅することで話がまとまったものです。申請地の位置等についてですが、■■■■から東に約150mほどの離れたところにあります。周囲の状況は、東側は農道、西側は田、南側は市道、北側は田に面しておりますが、周辺農地への影響はないものと思われますので、その他指摘事項もありませんので、審議方よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

主幹 4ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（市内2法人）は、不動産業と建築業を営んでおります。申請地の所有者は共有持ち2名で、両名とも市外に居住しており、高齢とな

議長 ありがとうございます。
以上で事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。
これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第9号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
ここで、議事参与の制限により退室しておりました■■■■委員の入室を許可いたします。

日程5、議案第10号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

主事 議長。

議長 はい、事務局。

主事 議案第10号について。

5ページをお開きください。

議案第10号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり、農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和2年2月13日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして、全70筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第10号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第11号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、日程7、議案第12号、農地中間管理事業法第18条5項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について、これらを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主 事

議長。

議 長

はい、事務局。

主 事

議案第11号について。

12ページをごらんください。

今回は、農地中間管理機構との貸借分としまして、集積計画が上がっております。

続きまして、議案第12号につきまして、16ページをお開きください。

議案第12号、農用地利用配分計画案に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に係る法律に基づき、市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。

案といたしまして、令和2年2月13日付の公告の予定でございます。

配分計画案につきましては、議案書のページに記載のとおり、財団が実施した借り手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合い、マッチングが成立したものです。

全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第11号、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第11号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、また議案第12号、農地中間管理事業法第18条5項の規定による農用地利用配分計画に係る意見については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程8、報告第4号、農地転用の制限の例外に係る農地転用届出の取り止めについて、日程9、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主事

議長。

議長

はい、事務局。

主事

31ページをお開きください。

報告第4号、農地転用の制限の例外に係る農地転用届出の取り止めについては、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

番号1でございます。

申請人は、北房で農業用生産施設を設置する計画で、令和元年9月11日付で農地の転用の制限の例外に係る農地転用届け出書の受理を受けておりましたが、令和2年1月14日付で取り止め書が提出されました。取り止め理由は、当初予定していた農業用施設等の合計面積が200㎡を超えてしまうためです。

1ページ、お進みください。

報告第5号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約につきまして、次の5件がございました。添付書類もそろっていることから受理いたしました。

番号1でございますが、賃借人、勝山、賃貸人、市外です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

番号2でございますが、賃借人、勝山、賃貸人、市外です。農地の所在以降

はお目通しお願いいたします。

番号3でございますが、借借人、貸貸人ともに勝山です。農地の所在以降はお目通しお願いいたします。

番号4でございますが、借借人、貸貸人ともに勝山です。農地の所在以降はお目通しお願いいたします。

番号5でございますが、借借人、貸貸人ともに勝山です。農地の所在以降はお目通しお願いいたします。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 報告第4号、農地転用の制限の例外に係る農地転用届出の取り止めについて、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして質問、意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

<「なし」の声>

議長 質問、意見等がないようですので、これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

17番委員 すいません。

議長 はい、どうぞ。

17番委員 利用権はいつになったら何に使うんかとかというのが明記されるようになるんですか。結構、反数なんかでも多いのに、名前だけ書かれてて、何に使うとか全然わからないでオーケーです、オーケーですって行って進んで行って、何か大丈夫なんやろうかとかというふうになっちゃうんですよ。何か明記ができるように早くなればいいなど。

結構大きい会社かなんかの一つの組織の人たちが、今回でも何か所か借りたりとかしてるでしょう。結構、大きいじゃないですか。その人たちがやめたって言ったら大きいじゃないですか、もし極端に言えばね。だから、何に使われるのかなとかって毎回何か思うんですけど、なかなか明記がないので。

主幹 はい、了解いたしました。

議長 それでは、まず検討するというところでよろしいですか。

17番委員 はい。

議長 ほかにございませんか。

はい、どうぞ。はい。

12番委員 すいません、12番です。

ちょっときょうは委員の皆様にお知らせといたしますか、お願いをさせていただきます。

さいますか。

議長 はい。

12番委員 3月18日に、例年やっております女性農業者意見交換会というのを実施いたします。場所は蒜山振興局です。これに、やはり女の人たちが集まって農業についていろいろ語る、発表する、聞く、そういった機会がなかなか少ないもんですから、そういうことで、これまでから17番委員さんや前任者さんたちが力を合わせて、ずっと毎年実施してきております。もう、ことしで9回になります。これをことしもやります。ですので、委員の皆様方の身近な農業者の方、おうちの奥様でありますとか、お近くで頑張って農業をしておられる方とか、そういう方への参加の呼びかけをきょうはお願いしたいと思ひまして、お時間いただきました。

この会は、先ほど言いましたように9回目を迎えますけれども、地域あるいは家庭で女の人が農業を引っ張るとというのをみんな認識するところなんですけれども、でも男の人に比較して、農政のこととか施策のこととかそれを直接見聞きする機会っていうのは、女たちには少ないのが現状です。これを少しでも払拭したいと思ひて、続けております。農業会議の事務局長も来てくれますし、会長も立派なご挨拶を去年いただきましてありがとうございます。

そんなんで、ことしは、よその偉い先生を呼んでくるんやなくて、地域で頑張ってる女性の方の話を聞きたいというアンケートの結果を受けまして、農家、これまでからのリーダーシップをとってこられた女性の方お一人、それから新しく農業を始めて3年目やっていう人、そのお二人を講師にしまして、お話を聞いて、その後、意見交換会をしたいと思ひてます。テーマは、「さまざまな農業、等身大を楽しもう」というのをテーマにしております。私たちも、準備、秋ぐらいからかけてやっとなんですけど、できるだけ多くの方が寄っていただくのがすごく意味があると思ひておりますので、ぜひご参加を促していただきますようお願いいたします。

以上です。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

ほかにはございせんか。よろしいですか。

12番委員 プリント置いときます。案内です。適当にもらって帰ってくださいませ。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、わかりました。

事務局、よろしいか。

<「なし」の声>

議長 それでは、以上で2月総会を閉会したいというふうに思ひます。

次回3月総会は、3月10日火曜日の午前10時からですので、よろしくお
願いいたします。

(午前10時40分 閉会)